租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1		の対	対象とした政策 かんしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	保険会社等の異常危険準備金(全国森林組合連合会)
	の名称		71.75 = T /T 0	(AL LITY * *) (TY)
2	対象税目	1	政策評価の	(法人税:義)(国税)
			対象税目	(法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)
		2	上記以外の	
			税目	
3	内容			《制度の概要》
				(1)森林災害共済
				全国森林組合連合会が、森林災害共済(立木の集団について生じ
				た火災並びに風水害、雪害、凍霜害、干害、潮害及び噴火による損害
				を共済事故とする。)に係る異常災害損失の補填に充てるため、当該
				年度の正味収入共済掛金の3%(無税積立率)に相当する額以下の
				 金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入
				が可能。
				 積立後 10 年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入(ただし、
				当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の
				50%(洗替保証率)を下回らない範囲に限る。)
				 (2)長期育林共済
				全国森林組合連合会が、長期育林共済(立木の集団について生じ
				た火災及び風水害等による損害、当該立木の集団の一定期間の耐存
				並びに当該立木の集団に係る被共済者の一定期間内に生じた当該火
				災及び風水害等による当該立木の集団の損害の防止等の業務に係る
				死亡を共済事故とする。)に係る異常災害損失の補填に充てるため、
				当該年度の正味収入共済掛金の6%(無税積立率)に相当する額以
				下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金
				算入が可能。
				積立後 10 年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入(ただし、
				当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の
				55%(洗替保証率)を下回らない範囲に限る。)
				異常災害損失(森林災害共済、長期育林共済ごとに、支払共済金
				の総額が正味収入共済掛金の総額のそれぞれ 60%、55%を超える
				場合における当該超過額に対応する損失)が生じた場合には、当該
				 損失の額に相当する額の準備金を取り崩して益金に算入。
				《関係条項》

				租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 33 条の2
4	担当部局			林野庁 林政部 経営課
4	i는 크 마/ii			1かまり」 1か以印 社告 味

5	評価実施時期及び分析対			評価実施時期:令和7年8月
	象期間			分析対象期間∶令和2年度~令和6年度
6	創設年度及び改正経緯			(1)森林災害共済
				・制度創設∶昭和 54 年度
				・無税積立率の変遷
				昭和 54 年度:6%、昭和 56 年度:5.5%、昭和 59 年度:4.5%、
				昭和 61 年度:3%
				・洗替保証率の変遷
				昭和 54 年度:50%
				(2)長期育林共済
				-制度創設:昭和 59 年度
				・無税積立率の変遷
				昭和 59 年度:6%
				・洗替保証率の変遷
				昭和 59 年度:55%
7	適用期間			恒久措置
,	№ 71179][6]			
8	必要性	1	政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等		びその根拠	全国森林組合連合会の経営の健全性を確保することにより、共済
				金の支払を円滑にし、災害時における森林所有者等の経営再建等を
				円滑に行うこと。
				《政策目的の根拠》 ************************************
				共済事業を行う組合は、農林水産省令で定めるところにより、毎事 業年度末において、共済事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、こ
				末午度木にあいて、共済争業の性類ことに、負性卒傭並を計算し、こ れを積み立てなければならない。(森林組合法第 20 条)
		2	政策体系に	《大目標》
			おける政策	、、、、。 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農
			目的の位置	業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産
			付け	資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済
				の健全な発展を図る。
				《中目標》
				Ⅱ 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ
				健全な発展 《政策分野》
				\
		3	租税特別措	今後、全国森林組合連合会が森林災害共済事業及び長期育林共
			置等により	済事業を行うこととなった場合に、異常災害発生時においても、共済金
			達成しようと	の支払を円滑かつ確実に行うことができるよう、異常危険準備金を積
			する目標	立てて財務基盤を確保する。
		4	政策目的に	共済事業の性格上、予想を超える損害が発生する事態が考えら
			対する租税	れ、そうした異常災害損失へ備えることにより、森林組合連合会が円
			特別措置等 の達成目標	滑かつ確実に共済金の支払を実施できるための体制を整備できる。
			実現による	
			天坑による	
9	有効性	1	適用数	全国森林組合連合会では、連合会の財務健全化を図るため平成 13
	等			年度から森林災害共済等に係る事業を停止しており、財政の健全化

				が図られた現在においても再開していないため、評価期間における適用数の実績はない。 【算定根拠】
		2	適用額	上述のとおり、平成 13 年度末から森林災害共済等に係る事業を停止しているため、評価期間における適用額の実績はない。 【算定根拠】
		3	減収額	上述のとおり、平成 13 年度末から森林災害共済等に係る事業を停止しているため、評価期間における適用額の実績はない。 【算定根拠】
		4	効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 損害保険事業の性格上、予想外の損害が発生する事態が考えられ、そうした場合に異常災害損失への備えのための内部留保の充実を図ることにより、損害保険会社等が保険金の支給を円滑に実施するための体制を整備できるものであり、組合員の利益を保護することに寄与するものと考えられる。 しかしながら、上述のとおり、平成13年度から森林災害共済等に係る事業を停止していることから、評価期間における定量的な実績値はないため、政策目的の実現状況を分析することはできない。 《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 上述のとおり、平成13年度から森林災害共済等に係る事業を停止しているため、定量的な実績値はなく、本措置による直接的効果を分析することはできない。 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		\$	税収減を是 認する理由 等	本措置は、異常災害の発生や 10 年経過時の洗替えにより取崩しが 行われた場合に益金算入されることからも、課税の繰延効果があるに 過ぎないことも踏まえれば、無税積立による一時的な税収減は許容さ れるべきものと考えられる。 なお、上述のとおり、平成 13 年度から森林災害共済等に係る事業 を停止しているため、本措置による税収減は評価期間における実績は ない。
10	相当性	1	租税特別措 置等による べき妥当性 等	現在、全国森林組合連合会は森林災害共済等に係る事業を停止しているが、現行の森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条、第20条において、共済事業や準備金の積立義務規定が措置されている。今後、森林組合系統内から共済事業の再開要望が出された場合、それに応じて、森林災害共済等の事業を再開することも想定される。全国森林組合連合会が事業を再開する場合、早期・計画的な異常

				危険準備金の積立てを通じて、予想を超える損害が発生した場合に
				も、共済金の支払を円滑かつ確実に行うことができるようにすることに
				寄与するものであり、将来的にわたって安定的な納税を確保するため
				にも本措置は妥当である。
		2	他の支援措	現在、全国森林組合連合会は森林災害共済等に係る事業を停止し
			置や義務付	ているが、現行の森林組合法森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)
			け等との役	第9条、第20条において、共済事業や準備金の積立義務規定が措
			割分担	置されている。
				今後、森林組合系統内から共済事業の再開要望が出された場合、
				それに応じて、森林災害共済等の事業を再開することも想定される。
				異常危険準備金については、森林組合法に基づき各事業年度の積
				立てに係る最低限の義務付けを行うものであり、必要な積立額に早期
				に達するためには、より積極的な積立てを行っていくことが必要である
				- ことから、本措置による支援が必要である。
				なお、森林組合連合会が行う共済事業に対しては、異常危険準備
				 金の積立てに係る損金算入の特例以外の支援措置はない。
		3	地方公共団	該当なし
			体が協力す	
			る相当性	
11	有識者の	見解	<u> </u> 	_
	日成日の元件			
12	評価結果の反映の方向性			引き続き、本措置を継続する。
	並同の東並延になけま然			◇和0年0日
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期			│令和2年8月 │
	古川川の夫川	E H4	1 77]	
	i			